

○長崎市中の茶屋条例

平成13年10月1日

条例第30号

(設置)

第1条 歴史的文化的な価値を有する市指定史跡の中の茶屋を保存し、かつ、広く市民の観覧に供するとともに、清水崑展示館その他の施設として活用を図り、もって市民の文化的向上に資するため、長崎市中の茶屋（以下「中の茶屋」という。）を長崎市中小島1丁目4番2号に設ける。

(入館料)

第2条 清水崑展示館の入館料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、中の茶屋への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 中の茶屋の管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(平19条例35・一部改正)

(模写等又は利用の許可)

第4条 学術研究等のため、中の茶屋の美術作品及び資料（以下「美術作品等」という。）の模写、模造、複製、撮影等（以下「模写等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 中の茶屋の茶室又は和室を占用して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 中の茶屋の管理上支障があるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

4 市長は、中の茶屋の管理上必要があると認めるときは、第1項又は第2項の許可について

て条件を付することができる。

(平19条例35・一部改正)

(使用料)

第5条 前条第1項の模写等の許可を受けた者は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。

2 前条第2項の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

3 前2項の使用料は、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例35・平25条例52・平31条例12・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 利用等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は利用等を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。

(2) 利用等の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(平19条例35・一部改正)

(減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料（以下「入館料等」という。）を減免することができる。

(入館料等の返還)

第9条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用等が終わつたとき、又はその利用等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用等の場所を原状に復さなければならない。

(美術作品等の貸出し)

第11条 中の茶屋の美術作品等は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例35・一部改正)

(損害賠償)

第12条 中の茶屋の建物、附属設備又は美術作品等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平31条例12・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平19条例35・旧第14条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。

(平16条例15・旧附則・一部改正)

(平成16年10月1日から平成19年9月30日までの入館料の特例)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年10月1日から平成19年9月30日までの間、市内に住所を有する者の入館料は、無料とする。

(平16条例15・追加)

附 則 (平成16年3月25日条例第15号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の長崎市博物館条例、長崎市旧居留地建造物条例、長崎市歴史民俗資料館条例、長崎市永井隆記念館条例、長崎市中の茶屋条例、長崎市遠藤周作文学館条例、長崎市ド・ロ神父記念館条例、長崎市伊王島灯台記念館条例、長崎市高島石炭資料館条例、出島条例又は長崎市野口彌太郎記念美術館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、それぞれ改正後の長崎市博物館条例、長崎市旧居留地建造物条例、

長崎市歴史民俗資料館条例、長崎市永井隆記念館条例、長崎市中の茶屋条例、長崎市遠藤周作文学館条例、長崎市ド・ロ神父記念館条例、長崎市伊王島灯台記念館条例、長崎市高島石炭資料館条例、出島条例又は長崎市野口彌太郎記念美術館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第52号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条、第3条から第6条まで、第8条から第12条まで及び第15条から第19条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)から(5)まで 略

(6) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

附 則（平成31年3月29日条例第12号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 第1条、第4条から第6条まで、第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条から第20条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

(5) 長崎市中の茶屋条例第5条第1項及び別表第2

別表第1（第2条関係）

（平16条例15・一部改正）

区分	個人	団体 (15人以上)
	円	円
一般	100	1人につき 80
中学校の生徒又は小学校の児	50	1人につき 30

童		
---	--	--

備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。

別表第2（第5条関係）

（平19条例35・平25条例52・平31条例12・一部改正）

区分	金額（1時間につき）
茶室	円 209
和室	209

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 附属設備の使用料は、市長が定める。